

# けんろく通信

兼六法律事務所

〒920-0932

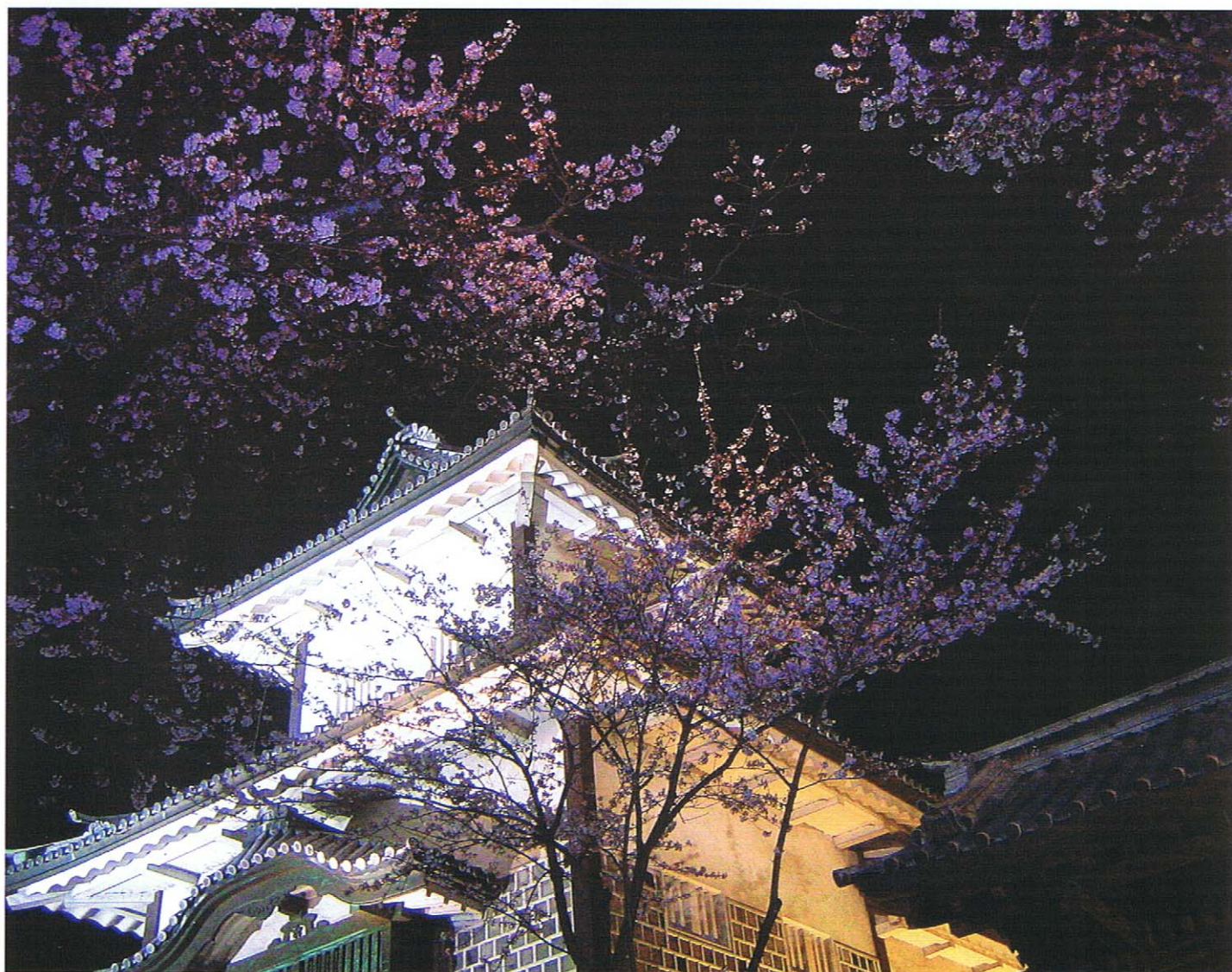
金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成18年 5月 第2号



## 目次

今回は会社法特集号です。

◆ 会社法施行にあたって …………… 2～3

◆ 認定弁護士補助職プレ研修 …………… 4

◆ 暮らしに役立つ豆知識 …………… 4

◆ お客様の声 …………… 4

◆ 編集後記 …………… 4

# 会社法施行にあたって ～経営者のみなさまへ～

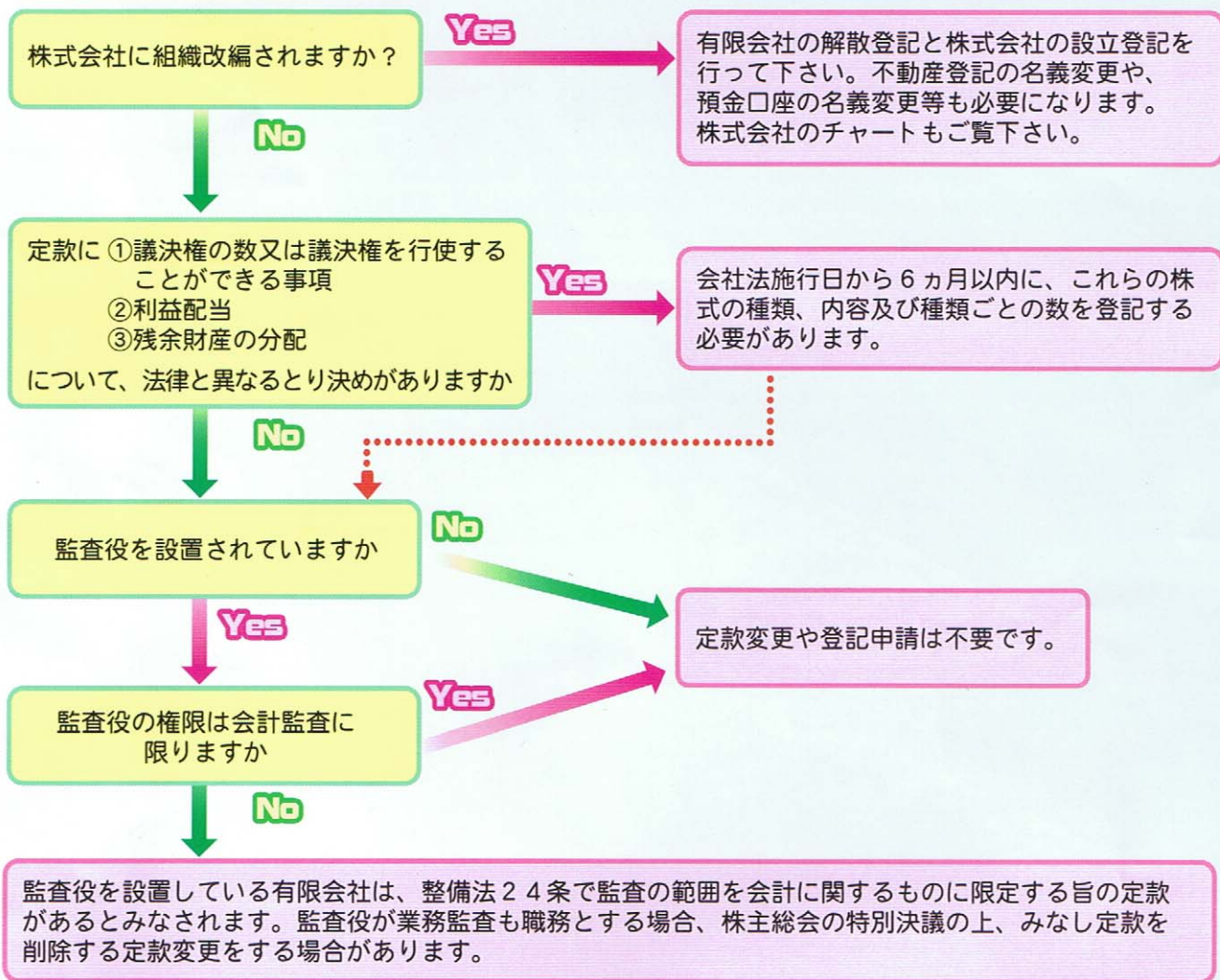
平成17年6月29日、会社法が成立し、平成18年5月1日から施行されました。

これに伴い、これまでの商法に規定されていた会社に関する規定は廃止され、また、有限会社法も廃止されます。

会社法施行にあたっての注意点をお知らせいたします。

## 有限会社 のみなさま

※会社法施行後は有限会社を新しく設立することはできません。が、有限会社のままで存続することは認められています。



## 確認株式会社及び確認有限会社 のみなさま

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく会社)

定款に、解散事由として、「設立の日から5年以内に資本金を1000万円（又は300万円）以上とする変更の登記申請をしないとき」と定められ、登記されています。

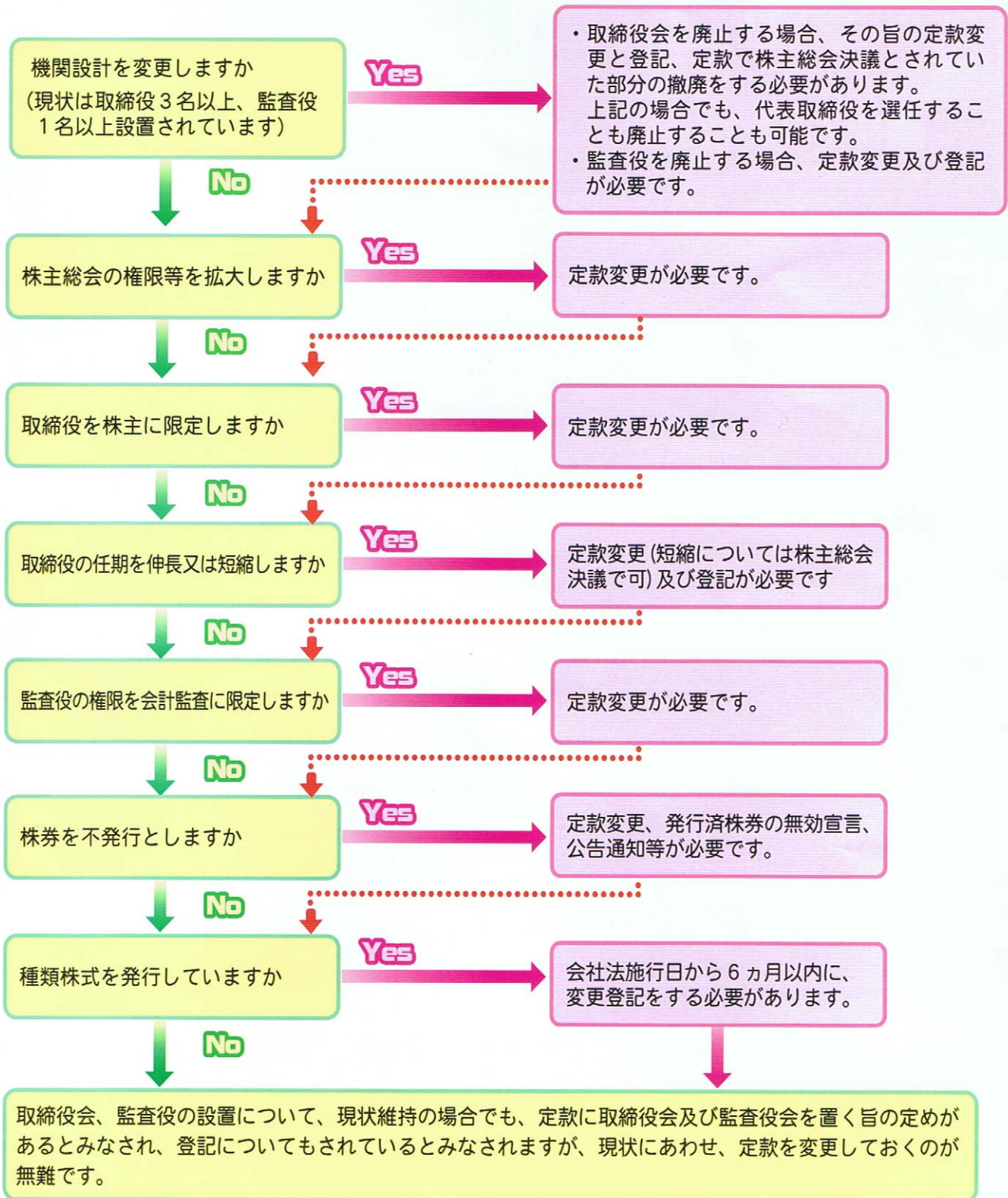
そこで、上記定款の解散事由を廃止し、登記する必要があります。

但し、株主総会の特別決議ではなく、取締役会決議（取締役会が設置されていない場合は、取締役の過半数の決定）で、定款変更ができます。



# 株式会社のみなさま

(全ての株式に譲渡制限がついている株式会社)



※その他、取締役1人だけで株式会社が設立できるようになったり、破産後復権していない人も取締役になれたり等、改正点が多数ありますので、ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

2006年(平成18年)2月1日・第385号【日弁連新聞】毎月1回1

現時点での  
認定補助職制度委員会の概要

本制度については、いろいろの修正がなされつつあり、正確な内容は、まだ明らかになっていない。現時点の概要を、以下の通り紹介する。



議長の小堀執行委員



議長の小堀執行委員

日弁連新聞2月1日 第385号より

平成18年1月7日、東京霞ヶ関の弁護士会館クレオにおいて、認定弁護士補助職プレ研修が行われました。

この研修は、弁護士事務所の事務員に、法律的な知識を身につけてもらう為の研修です。

所長の小堀弁護士が、「民事訴訟の基礎知識」について講義し、その様子が日弁連新聞にとりあげられました。

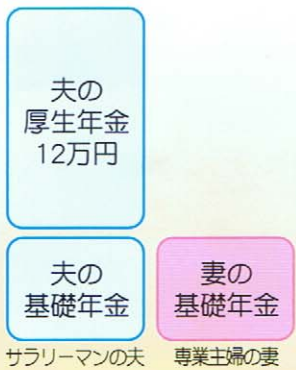
参加した事務職員は全国から137名でした。

事務職員の声

今回のプレ研修では、現時点で委員会メンバーが考案している研修や認定の要件を示している。したがって、本格的な研修作業は基本方針が定まらなければならない。このプレ研修は、その第一歩として行われている。

サラリーマン(年収600万円)と専業主婦の夫婦の離婚

改正前の離婚



妻は自分の基礎年金しかもらえません。

改正後の離婚



妻は夫の厚生年金の2分の1をもらえます。



(注:必ずこのようになるとはかぎりませんので、詳細は専門家に確認して下さい。)

お客様の声 アンケートより

- ・親切に相談にのっていただきました。
- ・今日、先生には大変なご尽力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。交通事故で命を助けて頂き、その後の手術も無事成功したこと、先生にお世話になったこと全てが感謝でございます。ありがとうございました。

編集後記



・4月11日に、花見を行いました。国際ホテルで食事、その後兼六園でだんご片手に夜桜見物と、風流なひとときを過ごしました。



年金分割って？

ろく美 : 熟年離婚が増えているそうですね。

けん爺 : そうなんじゃ。だがのお、もらえる年金が少なくなるので、離婚したくても離婚できない専業主婦は大勢いるんじゃよ。

ろく美 : 家事だってけっこう重労働なのにね。

けん爺 : そこで、「専業主婦の家事労働の価値を認め、保険料は主婦が共同で納めたものとみなしましょう」という年金分割の制度が平成19年4月から施行されることになったんじゃ。

ろく美 : ヘー。どんな内容なんですか。

けん爺 : 改正前は専業主婦の妻は基礎年金しかもらえなかったのが、改正後に離婚すると夫の厚生年金ももらえるようになるんじゃ。左下の図を参考にすれば、よからう。

ろく美 : これからは、自動的に、夫の年金の半分をもらえるようになるんですね。

けん爺 : いや、そう単純ではないんじゃ。対象となるのは厚生年金だけなんじゃ。

ろく美 : 公務員の場合には年金分割にならないんですか。

けん爺 : そうじゃ。また、自動的に分割されるのは平成20年4月以降の第3号被保険者期間だけで、それ以前の期間や妻が働いている場合の分割割合については話し合いで決めることとなる。詳しいことは専門家に確認した方がよいじゃろうな。

ろく美 : とりあえず、年金分割制度が施行される平成19年4月以降に離婚した方がいいですね。

けん爺 : おまえはまだ結婚もしとらんじゃろう。先に、いい相手を見つけることじゃ。

ろく美 : けん爺は気をつけなさいといけないですね。

けん爺 : 余計なお世話じゃ。

(…帰ったら、婆の肩でも揉んでやろうかの)



けん爺(73歳)



ろく美(24歳)

